

## 新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み

### 設置趣旨

令和2年7月豪雨後、私は、球磨川流域住民の皆様の御意見をお聴きするなどし、「現在の民意」は「命と環境の両立」と受け止め、令和2年11月19日、「緑の流域治水」の一つとして、住民の「命」を守り、地域の宝である「清流」をも守る「新たな流水型ダム」を国に求めることを表明しました。

熊本県は、この「新たな流水型ダム」が、安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、県や流域市町村だけでなく、流域住民の皆様も一体となって、事業の方向性や進捗を確認する仕組みをここに設置します。

令和4年（2022年）12月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫



## 新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み規約

### (名称)

第1条 本会は、新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み（以下「仕組み」という。）と称する。

### (目的)

第2条 仕組みは、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕に位置付けられた川辺川における新たな流水型ダム（以下「流水型ダム」という。）について、新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み設置趣旨に基づき、事業の方向性や進捗を確認することを目的とする。

2 前項の確認を行うことにより、流水型ダムに関する情報の県民への周知を図ることを目的とする。

### (組織等)

第3条 仕組みは、別紙の構成員をもって構成する。なお、構成員は、別紙の小区分ごとに1名（ただし有識者は1名以上）とする。

- 2 構成員は、前条の目的を踏まえ仕組みに参加する。また、構成員のうち有識者は、他の構成員の理解を深めるため、客観的立場から、専門的知見を踏まえた解説を行うことができる。
- 3 構成員は、知事が委嘱し、任期は委嘱日の属する一年度とする。
- 4 仕組みに座長を置き、熊本県副知事とする。
- 5 座長は、必要に応じ、流水型ダム及びこれに関連する事業者を仕組みに参加させ、説明をさせることができる。

### (確認事項等)

第4条 仕組みは、第2条の目的を達成するため、流水型ダムに係る次の事項について確認を行う。

- I 流水型ダム建設事業の方向性として次の事項
    - ア) 流水型ダムの構造・設備・運用方法等の設計・施工の検討状況
    - イ) アに係る環境影響及び環境影響に対する環境保全対策の検討状況
  - II 流水型ダム建設事業の進捗として次の事項
    - ア) Iにおいて説明・確認されたものであるか
- 2 仕組みは、第2条の確認及び周知を目的とするものであり、意見等の集約及び意思決定を行うものではない。
  - 3 県は、仕組みの設置、運営及び仕組みを通じた流水型ダムに関する情報の県民への周知を行う。

### (会議)

第5条 県は、流水型ダム建設事業の進捗状況を踏まえ、適當と認める時期に仕組みを開催する。また、座長は、設置趣旨及び第2条の目的に則って会議を運営する。

(公開)

第6条 仕組みは、原則公開とし、その公開方法等については、新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み運営要領に定める。

(事務局)

第7条 仕組みの事務局は、県に置き、運営に係る庶務は、県球磨川流域復興局が処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、仕組みの運営に関し必要な事項は、県において定める。

附則

(施行期日)

本規約は、令和4年（2022年）12月16日から施行する

附則

この規約は、令和7年（2025年）11月28日から一部改正し施行する

## 別紙（第3条関係）

## 新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み 構成員

区分		役職等
小区分		
熊本県	熊本県	副知事
国	国土交通省九州地方整備局	左に属する者
流域市町村	八代市	市長
	人吉市	市長
	芦北町	町長
	錦町	町長
	あさぎり町	町長
	多良木町	町長
	湯前町	町長
	水上村	村長
	相良村	村長
	五木村	村長
	山江村	村長
	球磨村	村長
流域住民	八代市	坂本住民自治協議会会長
	人吉市	旅館翠嵐樓 代表取締役
	芦北町	白石行政区区長
	錦町	区長会副会長
	あさぎり町	阿蘇区区長
	多良木町	区長会長
	湯前町	区長会長
	水上村	区長会長
	相良村	区長会長
	五木村	区長代表
	山江村	山江村復興村づくり推進委員会委員
	球磨村	球磨村森林組合 参事
分野別	漁業	球磨川漁業協同組合 左の組合に属する者
	自然保護	自然観察指導員熊本県連絡会 左の会に属する者
	観光	(一社) 人吉球磨観光地域づくり協議会 左の会に属する者
	かんがい	球磨川流域水土里ネット連携協議会 左の会に属する者
	工業	八代商工会議所工業部会 左の部会に属する者
有識者		小松利光 (九州大学名誉教授)
		泉 典洋 (北海道大学教授)
		皆川朋子 (熊本大学教授)
		藏治光一郎 (東京大学教授)



## 新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み運営要領

### (目的)

第1条 本要領は、「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み（以下「仕組み」という。）」の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (会議の公開)

第2条 仕組みの会議は原則公開とする。ただし、熊本県情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について確認を行う場合は、その理由を明らかにし、会議の全て又は一部を非公開とができるものとする。なお、公開、非公開の判断については、座長が会議に諮り、決定するものとする。

### (県民への情報周知)

第3条 県は、熊本県情報公開条例第7条各号に該当する部分を除き、会議資料、議事録を県のホームページに公開するほか、会議のWEB配信を行うなど県民への周知を行うものとする。

### (意見等)

第4条 会議における構成員からの発言については、その会議開催当日に回答することを基本とし、議事録を作成する。

2 規約第4条第1項の確認に係る意見書等（規約第4条第1項以外の事項に係る意見等を含むものは除く）が提出されたときは、その提出後に開催する会議の参考資料として構成員に配付するとともに、また、県ホームページに掲載する。

### (入場の制限)

第5条 次に該当する者は、会議への出席及び会議の傍聴をすることができない。

- (1) 刃物等、危険物を携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を所持している者。
- (3) 酒気を帯びていると認められる者。
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

### (会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

- 1 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- 2 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとし、定員は、事務局で設定した傍聴席数によるが、傍聴席数を超える来場者が認められた場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点などから抽選とする。

3 傍聴人は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、座長の指示に従い速やかに退場しなければならない。

(構成員、傍聴人の遵守事項)

第7条 構成員及び一般傍聴人は次の事項を遵守するものとし、座長は、これに違反した構成員及び傍聴人を静止し、退場させることができる。

- (1) 私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (2) 会議における発言等に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。
- (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱し妨害となるような行為はしないこと。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、座長の判断によりその是非を決定するものとする。

附則

(施行期日)

本運営要領は、令和4年（2022年）12月16日から施行する。